

ROTOBO
Connecting Markets

2021
7

July
Vol.66 No.7 #1066

ロシアNIS調査月報

RUSSIA & NIS BUSINESS MONTHLY

特集

今こそあえて石炭を語ろう

- ◆世界の石炭需給とロシアから日本への輸出見通し ◆不安定な市況に翻弄されるロシアの石炭産業
- ◆ロシアの新興採炭会社が挑むアジア市場 ◆コルマル社の炭鉱を見に行く
- ◆石炭産業で300年の歴史を誇るケメロヴォ州 ◆悩み深きウクライナの石炭・電力業
- ◆中央アジア諸国の石炭産業 ◆シベリアの石炭火力を取り巻く環境
- ◆ロシア通貨管理規則の主な変更点 ◆ロシアの非原料・非エネルギー輸出目標の見直し
- ◆戦略的パートナーへと深化するロシアとインド ◆ザヴォルジエ工業団地 ◆日ロ貿易の物流地理-2020
- ◆協調減産におけるロシア石油会社間の格差 ◆ロシア税制の未来を読み解く(3)
- ◆ロシアのゴミ問題とクリーンテックスタートアップ ◆2020年ロシアの旅客機生産
- ◆ロシアのEV市場の現状と普及への取組み ◆モスクワの若者番組で玄米茶を利き茶
- ◆ストラヴィンスキー作バレエ音楽「火の鳥」 ◆「幸せ」という名のチョコレート ◆ホテルはスパイの仕事場



特集◆今こそあえて石炭を語ろう

調査レポート	2	世界の石炭需給とロシアから日本への輸出見通し 独立行政法人 石油天然ガス・金属鉱物資源機構 石炭開発部 佐藤 譲
調査レポート	18	不安定な市況に翻弄されるロシアの石炭産業 ロシアNIS経済研究所 名誉研究員 坂口 泉
キーパーソンに訊く	46	ロシアの新興採炭会社が挑むアジア市場 コルマル社 会長 A.ツヴィリョヴァ
ロシア極東羅針盤	54	コルマル社の炭鉱を見に行く (齋藤 大輔)
地域クローズアップ	62	石炭産業で300年の歴史を誇るケメロヴォ州 (中馬 瑞貴)
ウクライナ情報交差点	66	悩み深きウクライナの石炭・電力業 (服部 倫卓)
中央アジア情報バザール	70	中央アジア諸国の石炭産業 (中馬 瑞貴)
シベリア・北極圏便り	72	シベリアの石炭火力を取り巻く環境 (長谷 直哉)
調査レポート	74	ロシア通貨管理規則の主な変更点 瓜生・糸賀法律事務所 R.ジュロフ
INSIDE RUSSIA	80	ロシアの非原料・非エネルギー輸出目標の見直し (服部 倫卓)
ロシアの二国間関係	85	戦略的パートナーへと深化するロシアとインド (中馬 瑞貴)
シリーズ 工業団地探訪	90	ザヴォルジエ工業団地(ウリヤノフスク州) (大橋 巖)
ロジスティクス・ナビ	93	日ロ貿易の物流地理-2020 (辻 久子)
エネルギー産業の話題	98	協調減産におけるロシア石油会社間の格差 (坂口 泉)
HOW TO ビジネス実務	100	ロシア税制の未来を読み解く(3) (上村 雅幸)
デジタルITラボ	102	ロシアのゴミ問題とクリーンテックスタートアップ (牧野 寛)
産業・技術トレンド	106	2020年ロシアの旅客機生産 (渡邊 光太郎)
データリテラシー	110	ロシアのEV市場の現状と普及への取組み (長谷 直哉)
ロシアメディア最新事情	112	モスクワの若者番組で玄米茶を利き茶 (徳山 あすか)
ロシア音楽の世界	114	ストラヴィンスキー作バレエ音楽「火の鳥」 (ヒロ・ミヒヤエル小倉)
業界トピックス	117	2021年5月の動き
通関統計	122	2021年1～4月の輸出入通関実績
おいしい生活	表2	「幸せ」という名のチョコレート (斎藤 いづみ)
記者の「取写選択」	表3	ホテルはスパイの仕事場 (小熊 宏尚)

ロシア通貨管理規則の 主な変更点

瓜生・糸賀法律事務所
R.ジュロフ

はじめに

2003年12月26日、ロシア連邦院（上院）は、「通貨規制及び通貨管理に関する」連邦法律¹⁾（2003年12月10日付第173-FZ、以下「通貨法」をいう）を承認した。この通貨法の目的は、統一的な国家の通貨政策、及びロシア通貨の安定、及びロシアの国内通貨市場の安定である。なお、通貨法の施行の主な理由は、外国への資本流出の管理であった。

ロシア中央銀行の報告によれば、2020年中におけるロシアからの純資本流出は、2019年の221億ドルに対して478億ドルに達したことが注目に値する²⁾。その状況の理由は、中銀によれば、非居住者に対する銀行やその他セクターの負債削減である。ただし、不法な方法によって取得された資本流出の事実を排除するものではない。

通貨法は、一時的なものであることに注意しなければならない。以前にも、中銀は、外国為替法の自由化を繰り返し指摘したことがあった。通貨法の制限によれば、輸出企業家が独自の資源を完全には使用できない状態である。通貨管理の制限は、事業者間の迅速で高品質な商品交換の障害となっている。

2020年10月、ロシア政府は、国民の雇用及び所得の回復、経済成長、経済の長期的な構造変化を確実にするための国家政策計画³⁾（以下、

「経済回復計画」という）を採択した。この文書の目的は、危機的状況におけるロシアビジネスに対する支援であり、さまざまな事業分野を支援するための多くの措置が規定されている。その分野の一つは、輸出を増やし、輸入代替を支援することである。当該分野の範囲で、通貨管理の規制を緩和の方向に変えることを目的としたものを含め、数多く措置が示されている。その措置には、例えば以下のものがある。

- 外国貿易活動の参加者に対する外国通貨の返還（回収）義務の段階的な解除
- ロシアの銀行から銀行保証を取得した場合の外国貿易活動の参加者の外国通貨の返還（回収）義務の免除
- 外国貿易契約に基づく義務の更改また相殺の理由の増加
- 外国貿易活動の参加者の「疑わしい外貨取引」の管理に対するリスク指向のアプローチの導入

近年におけるロシア政府は、外国為替管理の法令の自由化の方向を維持している。当該方向によれば、常にビジネスチャンスの増加及び新しい法的及び財政的メカニズムが出現する。政府が宣言した通貨規制の自由化の主な目的は、国家資源を節約することである。しかし同時にそれは外国貿易活動の参加者が「深呼吸」をすることになるだろう。

本稿では、2020～2021年に通貨規制に既に導入された新たな規定と、通貨法への導入が計画されている規定を検討したい。

1. 外国通貨の返還（回収）義務とは

通貨法第19条の規定は、最も重要な通貨制限の1つである条項——居住者による外国通貨及びロシア通貨のロシア本国への返還（回収）義務——についての定めを含んでいる。

通貨法には返還（回収）義務の定義が説明されていないが、一般的な意味によって居住者は非居住者から、授権のある銀行における自己の銀行口座に、取引先である非居住者による外国貿易に係る合意（契約）または借入契約の履行により外国通貨またはロシア通貨の送金を受けること、執行されなかった外国貿易契約に基づいて非居住者に支払われた資金を払い戻すことを意味する。

したがって、外国通貨の本国返還（回収）は次の場合を意味している。

- 買主であるロシア会社が売主である外国会社に対して契約代金を送金する場合、買主は送金した金額に対応する商品、業務またはサービスをその売主から受け取るか、それを受け取れない場合は支払った金額の返金を売主から受けなければならない。
- 売主であるロシア会社は、商品、業務またはサービスを輸出する場合、それに対する契約代金の全額の支払いを保証する義務を負っている。
- ロシア会社は、非居住者に対するローンを行う場合、ローン契約に規定された期間内におけるローンの返済を保証する義務があり、ローンの返済がなければ、ローン契約による債務者である非居住者の義務不履行のリスクにつき保険契約に基づく保険金を受け取る義務がある。

外国通貨の返還（回収）義務の違反の場合は、行政法上の責任、特定の状況による刑事責任を伴う。当該制裁によって国家は、資本の外国への流出を防ごうとしている。受領されなかった資金が比較的少ない（一度にまたは1年間で900万ルーブル未満の場合）場合、行政的違反行為に関する連邦法典第15.25条の規定が適用になる。

初めて外国通貨の返還（回収）義務に違反した外国貿易の参加者は、警告または罰金のいずれかが課せられる。原則として、罰金額は次のようになる。

1. 契約等に定められた支払期間に違反して、授権のある銀行の口座に遅延して入金された金額につき、その支払いの遅延1日当たり中銀のキーレート⁴⁾の150分の1相当額
2. 外貨での支払いを規定された外国貿易契約またはローン契約に基づいて、授権のある銀行の口座に所定の期間内に入金されなかった資金の5～30%相当額
3. ルーブルでの支払いを規定された外国貿易契約（ルーブルでの支払いを含めている非居住者とのローン契約を除く）の場合、支払いがなかった資金の3～10%相当額
4. ロシア通貨での未払い資金の相当額が1億ルーブルを超える場合、ロシア刑法典第193条⁴⁾が適用され、その罰則は、支払いがなかった金額やその他の状況により異なる。

なお、大規模犯罪を犯したことを理由に刑事責任を追及するためには（ロシア刑法典第193条第1項）、その容疑者が以前に行政的違反行為に関する連邦法典第15.25条⁵⁾に基づく行政法上の責任を負ったことが必要である。

特に大規模（1億5,000万ルーブル）の当該犯罪の場合、以前の行政的違反行為に関する連邦法典第15.25条に基づく行政法上の責任の履歴は不要である（ロシア刑法典第193条第2項）。

2. 返還(回収)義務を緩和する新しい事例

通貨法第19条第2項には、外国通貨の返還(回収)義務の例外を規定し、居住者が外国通貨の返還(回収)義務を果たした者として認められる場合が挙げられている。例えば、

- 地質探査、鉱物の探査または生産を目的とする特定の条件での資金を提供し、その資金の回収が利益または生産量などに依存している場合である。
- 非居住者と居住者との間に締結されたローン契約に基づく債務の相殺の場合である。なお、非居住者の債権は、授権のある銀行での居住者名義の口座へ入金する方法で居住者に対してローン提供をすることにより発生する必要がある。すなわち、居住者の債務が、商品またはサービスに対する支払い、株式に対する支払いまたは定款資本金の支払義務である場合、相殺ができない。
- 投資の資金調達及び(または)イノベーション活動に関連するローン契約に基づく、居住者が非居住者に対して外貨またはロシア通貨を提供する場合、そのローン契約で定めた条件が発生したため、居住者が非居住者の定款資本金、有価証券または債務取得へ投資した金額が返還されないこと、または非居住者の破産により返還されないことが起こった場合である。その例外は、特定のカテゴリのロシア居住者に対してのみ適用される。対象になるロシア企業は、革新的な活動を支援する法人の特別な一覧表に含まれる法人またはその関係企業でなければならない。

2021年2月17日付第9-FZ号の連邦法によれば、通貨法第19条は、居住者は、非居住者に提供された商品(業務、サービス、情報及び知的活動の結果)に対する資金を授権のある銀行の口座に入金しないことができる新しい場合を定めた。まず、居住者と非居住者との間で締結

された外国貿易合意(契約)に基づく非居住者の債務不履行のリスクについて保険契約に基づき居住者が、保険金を受領した場合(通貨法第19条第4.4項)である。

当該保険金(保険弁償金)は、保険会社から授権のある銀行の居住者または利益取得者の名義の口座へ支払われる必要がある。さらに、それを実行するために、保険会社は居住者でなければならず、通貨法第19条第1項第1号に定めている居住者の義務を果たすために居住者との外国貿易合意(契約)に基づく非居住者の債務不履行リスクを保証できない保険会社の一覧表に含まれていないことが必要である。当該一覧表は、中銀により作成され、中銀のサイトに掲載される。

その一覧表に保険会社を含める基準は、通貨法第19条第4.5項に定め、例えば、保険会社が1年間に2つ以上の通貨法違反を行ない、それに対する責任を負った場合、または居住者である保険会社が自主的な財産保険事業を実施するための許可を取得してから1年未満である場合、その保険会社は、上記の一覧表に含まれることになる。

さらに、居住者である輸出業者は、外国貿易契約に基づいた債務履行につき、取引相手である非居住者に銀行保証に基づく授権のある銀行から居住者の授権のある銀行の口座に当該外国貿易契約に規定された金額及び時期に入金された場合、外国通貨の返還(回収)義務を果たしたと見なされる(通貨法第19条第4.8項)。

上記の通貨法第19条での変更を実施するため、通貨法で居住者間に認められた通貨取引も拡大された。通貨法第9条第1項には、第32号と第33号が追加され、それによって中銀のリストに含まれていない居住者である保険会社からの保険契約に基づいて、居住者が外貨で保険金を受け取れることになり、上記の保険会社に対して外貨で保険料を支払うことも可能にな

った。

さらに、通貨管理の目的で居住者及び非居住者から請求できる文書のリストも拡大された(第23条第4項第9号)。当該リストには、商品の被害、損傷、紛失、輸送中の自然損失等の事実を外国貿易契約の当事者が確認する文書、及び売主がクレームを受領・検討したことを証する文書を含むことになった。したがって、居住者は上記の文書により外貨売上が不足した事実を正当化することができる。

さらに、2020年4月7日付第118-FZ号の連邦法による、2021年1月1日から、居住者のロシア銀行での口座への外貨売上(外貨とルーブルの両方)の返還も、非居住者に対する特定のサービスを提供する外国貿易契約(第19条第2項第13号)の債務を相殺する場合、不要となった。上記のサービスのリストは、ロシア政府⁶⁾によって承認されており、例えば次のようなサービスが含まれている。

- 大学教育プログラムに基づく教育サービス
- ソフトウェアの発行及びコンピューター機器の製造、並びに相応するライセンスを提供するためのサービス
- データの処理及び情報の配置に関するサービス

3. 原材料の契約

2019年8月2日付第265-FZ号の連邦法⁷⁾によれば、原材料を対象とする外国貿易契約の特定のカテゴリにつき、特定の要件を遵守する場合、外国通貨の返還(回収)義務を段階的に廃止すると定めた。

- 第1に、外国通貨の返還(回収)義務の廃止の対象は、ロシアルーブルで決済された契約(契約の代金がルーブルで表示され、支払いもルーブルで行われること)のみである。
- 第2に、外国通貨の返還(回収)義務の段

階的廃止は、特定の原材料(対象となる原材料は、第265-FZ号連邦法第2条第4項に定めている)の輸出に関する外国貿易契約に対してのみ適用される。その中には、特定の鉱物製品(例えば、鉱石や鉱物燃料)、有機化学物質、貴金属及び非貴金属等が含まれている。

- 第3に、居住者(輸出者)は、外国貿易契約の代金の一定の割合しかロシア国内に返還できない。現在、輸出業者は、原材料の契約から売上の最大30%をロシア国外に残すことができる。2022年と2023年には、その限度はそれぞれ50%と70%に引き上げられる予定である。そして、2024年1月1日から、輸出業者が上記の要件を満たす原材料の外国貿易契約に基づく総売上の100%までロシアに返還しないようにすることが計画されている。

なお、業務遂行、サービス提供、原材料ではない商品(一部の例外を除く)または知的財産の譲渡を規定するルーブル決算の外国貿易契約に関して、そのロシアルーブル代金を返還する居住者の義務が既に2020年1月1日に廃止された。外貨で代金が支払われる場合は、その資金の返還(回収)義務が継続的に適用されている。

そして、外国通貨の返還(回収)義務の段階的な廃止については、ロシアに輸入されていない商品、遂行されていない業務、提供されていないサービス、譲渡されていない情報や知的活動結果などに対して非居住者に支払われた資金をロシアに返還する義務は一切廃止されていないことに注意すべきである。

さらに、居住者は、通貨に関係なくローン契約に基づき非居住者に提供された資金が自分の口座に返還されることを確保する必要がある。

4. ロシア国外の支店に対する規則

外国にあるロシア企業の駐在員事務所または支店は、非居住者と外貨でさまざまな取引（消耗品の購入、オフィスの賃料、サービスの提供、保険など）を行う必要がある。当該取引は、通常外貨口座を利用して行われる。

上記の取引の場合、外国の支店に対する返金が発生することがある。例えば、欠陥がある商品の代金の返還、賃貸契約に基づく保証金の返還、未購入の商品及び未履行または不適切に実行されたサービスに対する返還、外国の保険会社からの支払い、または車両やその他の資産の販売による代金の受け取りである。

通貨法の以前の規定によれば、上記の返金額を駐在員事務所または支店の外貨口座に直接に入金することはできなかった。原則として、そのような返金額は最初にロシア銀行の会社の口座に入金されるべきであった。いうまでもなく、この要件は多くの不便を引き起こした。その他、ある国では、契約が締結された相手方口座に直接に返金（返却）する必要がある規定がある。例えば、ロシア企業の支店が保証金付きオフィス賃貸契約を締結し、保証金の返還時期になった場合、非居住者は上記の規定に従って取引先である支店の外貨口座に送金する必要がある。

2020年8月11日に施行された通貨法第12条の新版によれば、資金は外国の駐在員事務所または支店の口座に入金できる次の理由が追加規定された。

- 外国貿易を除く、駐在員事務所または支店の活動に関連する取引につき、返品、提供しなかったサービスに対して以前に支払われた金額の返金
- 不動産の賃貸借契約に基づく保証金の返金
- 外国貿易活動からの売上を除く、駐在員事務所または支店に付与された資産の売却によ

る代金の受領

- 非居住者である保険会社からの保険金の支払い

5. 疑わしい外貨取引の特定

政府の重要なイニシアティブは、疑わしい外貨取引のメカニズムを導入することと、当該取引を管理するためのリスクベースの方法を導入することである。当該メカニズムは、ロシアの銀行が実施している総括的な通貨管理システムに代わり、将来、通貨違反に対する国家の管理を弱めることを目的としている。2018年に既にロシア財務省は「疑わしい外貨取引」の概念を通貨法に導入することを提案した。2012年3月2日付の第375-P号⁸⁾の中銀決定によれば、疑わしい取引の兆候は、例えば、取引の混乱や珍しい性質、明白な経済的感覚や正当な目的がない取引、守秘義務に関する顧客の過度の懸念、取引実行につき不当な急ぎ、取引実施直前に変更を導入することである。

疑わしい通貨取引が特定された場合、中銀がその取引を一時的に停止し、関連情報を規制当局に転送する義務を負うことが提案された。疑わしい外貨取引に関する情報の管理及び処理に関与する当局としては、連邦税務局、連邦税関局、ロシア財務監視庁、内務省、授権のある銀行等が提案された。

現在、疑わしい外貨取引を特定するためのメカニズムに関する提案は、経済回復計画に再度復活された。当該文書においては、「疑わしい外貨取引」メカニズムは、通貨管理につきリスクベース方法の導入によって説明されている。専門家によれば、作成された法案はまだ公表されておらず、下院への提出は、2021年7月に予定されており、その採択は2022年2月に予定されている。

リスクベースの方法は、2つのシナリオで実

行できると想定されている。現行の通貨法第23条によれば、銀行は、参加しているクライアントの全ての外貨取引に関する情報を通貨管理当局に提出している。専門家が考える1つのシナリオは、通貨管理当局に送付される情報量に関するこの規範の変更が見込まれる。

この1つのシナリオによれば、銀行は、特定された疑わしい外貨取引に関連する情報のみを当局に送付することになる。それにより管理機関の負担が大幅に軽減され、より正確に外貨検査を実行できることになるだろう。

その他のシナリオによれば、外貨取引に関する情報の提出は、以前と同様に続行されるが、外貨審査が開始されるのは、疑わしい取引に対して自動的、個々の外貨取引に対して選択的に、である。

どちらのシナリオが実現になっても、通貨審査手続を開始する事由に関する規定については、通貨審査実施規則が改正になる。

おわりに

本稿では、保険金の受領、銀行保証に基づく支払いまたは非居住者に対する特定のサービスの提供を定めている外国貿易契約による義務を相殺することにより、外国通貨の返還(回収)義務を軽減する新しい規定を説明した。

さらに、原材料の契約に対する外国通貨の返還(回収)義務の廃止の新しい段階と、外国にあるロシア企業の支店及び駐在員事務所の外貨規制の変更について説明した。このように、ロシアでは通貨規制の緩和と通貨管理の自由化に向けた道筋が続いていると言える。

既に執行された変化に加えて、外貨管理の規制において将来変更の可能性のある事項に触れた。将来導入する可能性がある疑わしい外貨取引のメカニズム及び当該取引を管理するためのリスクベースの方法について説明を加えた。

【注】

- 1) Федеральный закон "О валютном регулировании и валютном контроле" от 10.12.2003 N 173-ФЗ
- 2) <https://www.kommersant.ru/doc/4653503>
- 3) Общенациональный план действий, обеспечивающих восстановление занятости и доходов населения, рост экономики и долгосрочные структурные изменения в экономике (одобрен на заседании Правительства РФ 23 сентября 2020 г. (протокол N 36, раздел VII) N П13-60855 от 2 октября 2020 г.)
- 4) "Уголовный кодекс Российской Федерации" от 13.06.1996 N 63-ФЗ
- 5) "Кодекс Российской Федерации об административных правонарушениях" от 30.12.2001 N 195-ФЗ
- 6) Постановление Правительства РФ от 23 сентября 2020 г. № 1516 "Об утверждении перечня услуг, при оказании которых резиденты вправе не зачислять на свои банковские счета в уполномоченных банках иностранную валюту или валюту Российской Федерации в случае проведения зачета встречных требований по обязательствам, вытекающим из заключенных между резидентами и нерезидентами внешнеторговых договоров (контрактов), условиями которых предусмотрено оказание нерезидентам услуг"
- 7) Федеральный закон "О внесении изменений в Федеральный закон "О валютном регулировании и валютном контроле" в части либерализации ограничений на совершение валютных операций резидентами с использованием счетов (вкладов), открытых в банках, расположенных за пределами территории Российской Федерации, и репатриации денежных средств" от 02.08.2019 N 265-ФЗ
- 8) Положение ЦБ РФ от 02.03.2012 N 375-П